

参考資料

- 車体関係税収の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 自動車取得税におけるエコカー減税の変遷・・・・・・・・P2
- 自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の変遷(平成21年度～)・・・P3
- ガソリン乗用車の燃費基準の達成状況について・・・・・・・・P4
- 登録車の新車販売台数推移(平成19～27年度)・・・・・・・・P5
- 軽自動車の新車販売台数推移(平成19～27年度)・・・・・・・・P6
- 登録車＋軽自動車の新車販売台数推移(平成19～27年度)・・・・・・・・P7
- 燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額)・・・・・・・・P8
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の
一部を改正する等の法律(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・P9
- 平成26年度与党税制改正大綱(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・P10
- 平成27年度与党税制改正大綱(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・P11

車体関係税収の推移

(単位:億円)

年度	地方分計(A+B+C+D)		自動車取得税収(A)		自動車 税収(B)	軽自動車 税収(C)	自動車 重量譲与 税収(D)	<参考> 自動車 重量税収 (国分)	
	うち 都道府県分計 (A-A'+B)	うち 市町村分計 (A'+C+D)		うち自動車 取得税交付金 (A')					
16	26,852	18,470	8,382	4,509	3,170	17,131	1,459	3,753	7,488
17	27,353	18,889	8,464	4,528	3,167	17,528	1,515	3,782	7,574
18	27,119	18,574	8,545	4,570	3,251	17,255	1,573	3,721	7,350
19	26,748	18,461	8,287	4,247	2,960	17,174	1,636	3,691	7,399
20	25,782	17,868	7,914	3,663	2,603	16,808	1,687	3,624	7,170
21	23,863	17,269	6,594	2,310 (エコカー減税創設)	1,585	16,544	1,739	3,270	6,351
22	22,928	16,689	6,239	1,916	1,382	16,155	1,776	3,081 (譲与率の引上げ)	4,465
23	22,534	16,497	6,037	1,678	1,153	15,972	1,804	3,080	4,478
24	22,613	16,500	6,113	2,104 (エコカー減税継続)	1,464	15,860	1,843	2,806	3,969
25	22,211	16,304	5,907	1,934	1,374	15,744	1,892	2,641	3,824
26	20,993	15,768	5,225	948 (税率引下げ、エコカー減税拡充)	660	15,480	1,909	2,656	3,870
27	21,077	15,715	5,362	1,096 (エコカー減税継続)	778	15,397	1,999	2,585	3,740

(備考)平成25年度までは決算額、平成26年度及び平成27年度は地方財政計画額(自動車重量税は予算額)である。

自動車取得税におけるエコカー減税の変遷

エコカー減税とは、一定の排出ガス性能を備えた自動車（新車に限る）について、燃費性能に応じて自動車取得税の税率の軽減措置を講じるもの。

乗用車 【平成21年度～23年度】

区 分		軽減率 (対象率)
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(★★★★)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)、ハイブリッド車(★★★★かつH22年度燃費基準+25%達成)		非課税 [H21 9.9% H22 10.8% H23 15.1%
ガソリン車	★★★★かつH22年度燃費基準+25%達成	75%軽減 [H21 29.2% H22 39.5% H23 50.6%
	★★★★かつH22年度燃費基準+15%達成	50%軽減 [H21 26.0% H22 26.5% H23 16.3%

対象率合計
H21 65.1%
H22 76.7%
H23 81.9%

【平成24年度～26年度】

区 分		【H24～25】 軽減率 (対象率)	【H26】 軽減率 (対象率)
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)		非課税 [H24 35.4% H25 53.7%	非課税 (65.7%)
ハイブリッド車	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成 (H22燃費基準+50%達成)		
	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成 (H22燃費基準+38%達成)	75%軽減 [H24 9.5% H25 10.1%	80%軽減 (8.5%)
	★★★★かつH27年度燃費基準達成 (H22燃費基準+25%達成)	50%軽減 [H24 29.0% H25 18.6%	60%軽減 (13.1%)

対象率合計
H24 73.9%
H25 82.5%
H26 87.3%

【平成27～28年度】

区 分		軽減率 (対象率 試算)
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)		非課税 (37%)
ハイブリッド車	★★★★かつH32年度燃費基準+20%達成	
	★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成	80%軽減 (25%)
	★★★★かつH32年度燃費基準達成	60%軽減 (16%)
	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	40%軽減 (8%)
	★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成	20%軽減 (5%)

H27対象率合計 (試算) 約9割

注1 ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。
 注2 ポスト新長期規制：ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。
 注3 平成24年度以降の「H22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。
 注4 対象率は自動車工業会「自動車重量税・自動車取得税の免税措置対象台数（販売）」をもとに作成（数値は速報ベース、登録車及び軽自動車のみ）

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の変遷（平成21年度～）

	H21		H22	H23	H24	H25		H26	H27	
グリーン化 特例 (自動車税)	電気自動車等 H22年度 燃費基準 +25%達成	50% 軽減	電気自動車等 ※プラグインハイブリッド車追加 H22年度燃費基準 +25%達成 (H27年度燃費基準達成と同レベル)	50% 軽減	電気自動車等 H27年度燃費基準 +10%達成	50% 軽減	電気自動車等 ※クリーンディーゼル乗用車追加 H27年度燃費基準 +20%達成 (H32年度燃費基準達成)	75% 軽減		
	H22年度 燃費基準 +15%達成	25% 軽減	/		H27年度燃費基準達成	25% 軽減	H27年度燃費基準 +20%達成 (H32年度燃費基準未達成) H27年度燃費基準+10%達成	50% 軽減		
グリーン化 特例 (軽自動車税)	H21		H22	H23	H24	H25		H26	H27	
	/								電気自動車 天然ガス車	75% 軽減
	/								H32年度 燃費基準 +20%達成	50% 軽減
/								H32年度 燃費基準 達成	25% 軽減	

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車(★★★★)に限る。
 ※取得した年度の要件を満たした自動車について、翌年度の自動車税・軽自動車税が軽減される(軽課)。

ガソリン乗用車（※）の燃費基準の達成状況について

※平成27年4月～6月までの新車新規登録・検査分

		登録車	軽自動車	乗用車合計 (登録車+軽自動車)
平成32年度 燃費基準	20%達成	34.3%	35.7%	34.8%
	10%達成	5.6%	26.2%	13.2%
	達成	14.6%	27.7%	19.4%
	未達成	45.5%	10.5%	32.6%
	計	100.0%	100.0%	100.0%

		登録車	軽自動車	乗用車合計 (登録車+軽自動車)
平成27年度 燃費基準	20%達成	63.3%	83.6%	70.8%
	10%達成	11.7%	8.8%	10.6%
	5%達成	2.4%	2.3%	2.3%
	達成	12.6%	1.4%	8.5%
	未達成	10.1%	3.8%	7.8%
	計	100.0%	100.0%	100.0%

※国土交通省のデータ(平成27年4月～6月の登録台数ベース)をもとに総務省作成

登録車の新車販売台数推移(平成19～27年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
平成19年度	217,911	235,640	291,639	287,076	227,737	328,360	269,221	296,854	236,142	241,629	322,613	471,755	3,426,577
平成20年度	232,993	221,377	281,260	302,568	193,902	310,991	233,922	215,783	183,549	174,281	218,212	323,064	2,891,902
平成21年度	166,365	178,503	243,342	289,927	198,265	321,736	263,506	293,410	250,474	238,361	294,886	443,298	3,182,073
平成22年度	222,095	228,514	293,537	333,403	290,789	308,663	193,258	203,246	179,666	187,154	252,634	279,389	2,972,348
平成23年度	108,824	142,154	225,024	241,472	216,510	313,790	247,927	252,236	221,960	263,267	333,213	497,959	3,064,336
平成24年度	208,977	236,366	317,152	328,543	232,372	288,479	225,543	243,974	214,429	229,333	292,453	420,069	3,237,690
平成25年度	213,165	219,099	266,913	284,314	217,411	324,315	264,587	276,399	254,464	292,446	336,176	481,039	3,430,328
平成26年度	188,864	206,906	265,171	285,886	206,606	315,326	240,511	239,208	231,959	237,170	288,348	418,025	3,123,980
平成27年度	198,371	209,889	279,375	282,239	211,303	305,802	-	-	-	-	-	-	1,486,979
各月平均	195,285	208,716	273,713	292,825	221,655	313,051	242,309	252,639	221,580	232,955	292,317	416,825	

出典:(一社)日本自動車販売協会連合会公表資料

軽自動車の新車販売台数推移(平成19～27年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
平成19年度	139,783	143,159	170,525	151,864	119,568	171,435	136,994	154,232	131,647	135,004	180,004	258,828	1,893,043
平成20年度	135,834	139,142	165,729	152,025	116,189	165,826	145,442	153,100	122,770	127,421	162,370	223,029	1,808,877
平成21年度	117,669	113,540	138,942	141,031	110,286	156,083	132,541	143,124	122,135	128,307	163,338	231,195	1,698,191
平成22年度	130,370	127,633	155,279	153,201	134,196	163,292	111,070	120,354	108,185	118,340	148,658	158,209	1,628,787
平成23年度	76,848	95,209	126,802	131,586	113,332	148,401	133,184	143,331	127,245	152,657	186,413	253,929	1,688,937
平成24年度	150,653	158,581	188,189	184,582	138,404	158,207	133,790	149,967	124,074	154,168	184,926	247,059	1,972,600
平成25年度	151,999	148,549	183,912	187,794	149,343	198,443	157,082	180,970	168,746	203,659	228,992	302,345	2,261,834
平成26年度	156,361	156,463	187,384	174,377	126,864	203,446	155,994	176,945	199,960	164,196	193,754	277,387	2,173,131
平成27年度	121,109	125,754	163,256	142,854	115,745	173,573	-	-	-	-	-	-	842,291
各月平均	131,181	134,226	164,446	157,702	124,881	170,967	138,262	152,753	138,095	147,969	181,057	243,998	

出典:(一社)全国軽自動車協会連合会公表資料

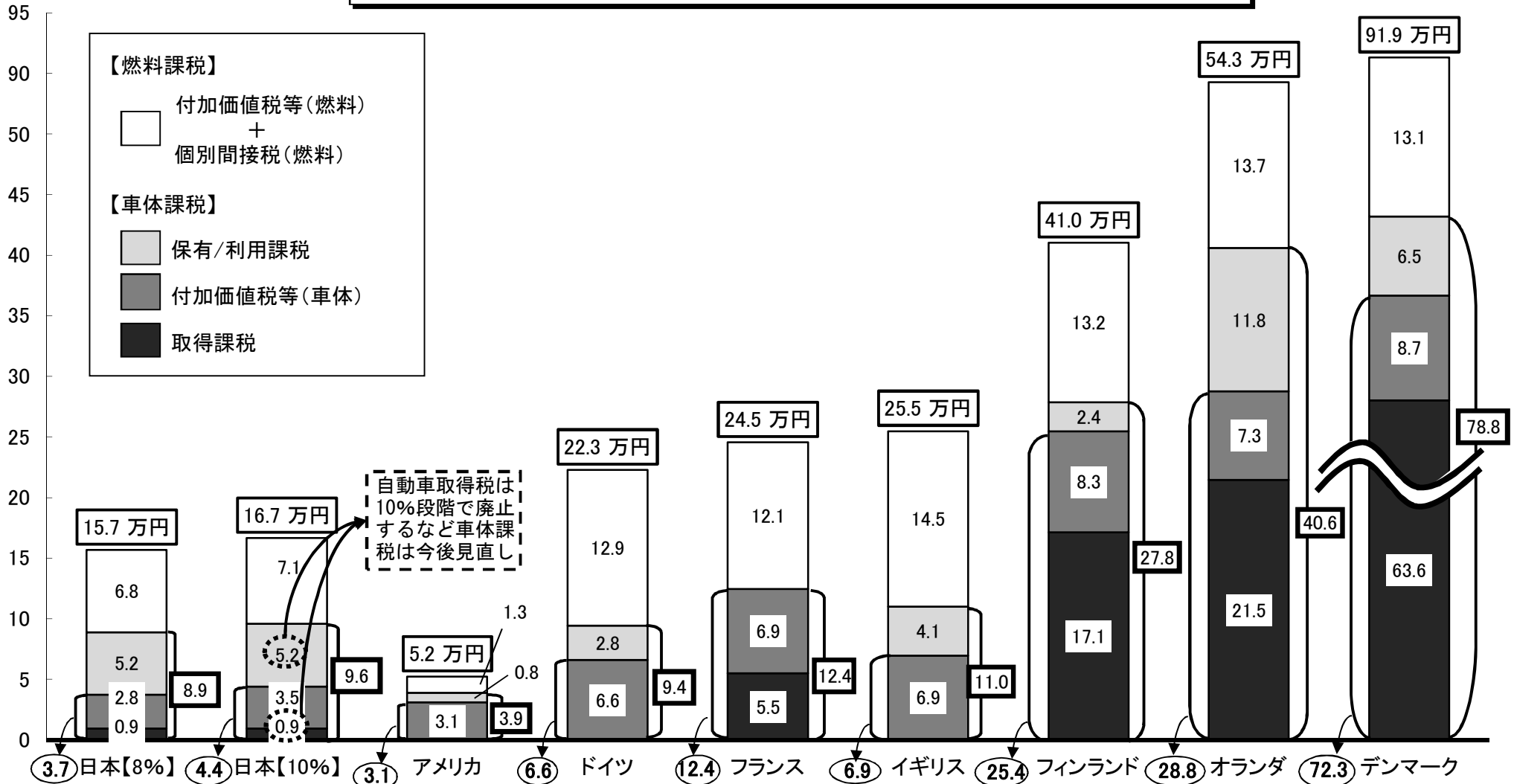
登録車＋軽自動車の新車販売台数推移(平成19～27年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
平成19年度	357,694	378,799	462,164	438,940	347,305	499,795	406,215	451,086	367,789	376,633	502,617	730,583	5,319,620
平成20年度	368,827	360,519	446,989	454,593	310,091	476,817	379,364	368,883	306,319	301,702	380,582	546,093	4,700,779
平成21年度	284,034	292,043	382,284	430,958	308,551	477,819	396,047	436,534	372,609	366,668	458,224	674,493	4,880,264
平成22年度	352,465	356,147	448,816	486,604	424,985	471,955	304,328	323,600	287,851	305,494	401,292	437,598	4,601,135
平成23年度	185,672	237,363	351,826	373,058	329,842	462,191	381,111	395,567	349,205	415,924	519,626	751,888	4,753,273
平成24年度	359,630	394,947	505,341	513,125	370,776	446,686	359,333	393,941	338,503	383,501	477,379	667,128	5,210,290
平成25年度	365,164	367,648	450,825	472,108	366,754	522,758	421,669	457,369	423,210	496,105	565,168	783,384	5,692,162
平成26年度	345,225	363,369	452,555	460,263	333,470	518,772	396,505	416,153	431,919	401,366	482,102	695,412	5,297,111
平成27年度	319,480	335,643	442,631	425,093	327,048	479,375	-	-	-	-	-	-	2,329,270
各月平均	326,466	342,942	438,159	450,527	346,536	484,019	380,572	405,392	359,676	380,924	473,374	660,822	

燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額) (2,000CCクラスの自家用車を想定した場合の仮定試算)

財務省作成資料

(単位:万円)



※1 税率は平成26年12月現在。

車両重量約1.5t、年間ガソリン消費量1,000ℓ、車体価格(税抜本体価格)2,430,000円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。ただし、取得時に課税されるものについては、平均保有期間(7年)を勘案し、取得時の税額の7分の1を1年分の税負担として計算している。

燃料価格(消費課税等の税込み)はデンマーク10.68デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1.557ユーロ/ℓ、フィンランド1.449ユーロ/ℓ(European Commission Directorate General Energy and Transport, 2014年12月第3週)、日本153.6円/ℓ、イギリス1.170ポンド/ℓ、フランス1.344ユーロ/ℓ、ドイツ1.378ユーロ/ℓ、アメリカ0.672ドル/ℓ(2014年12月時点IEA調べ)。

※2 為替レート:1ドル=120円、1ポンド=187円、1ユーロ=147円、1デンマーク・クローネ=20円(2014年12月の為替レートの平均値、Bloomberg)。なお、端数は四捨五入している。

※3 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率、オランダの年間走行税は、北ホランド州の税率によった。

※4 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有または利用課税として、それぞれ整理している。

※5 上記の他に、保有または利用課税として、フランスにおいては社用自動車税(法人の所有する自動車)が課税対象)や車軸税(12t以上のトラック等が課税対象)、アメリカにおいては一般道路自動車利用税(約25t超のトレーラー等が課税対象)がある。

※6 日本の個別間接税(燃料)については石油石炭税を含む。

ガソリンに係る日本の石油石炭税の税率は、本則税率2.04円/ℓであるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、平成24年10月1日から2.29円/ℓ、平成26年4月1日から2.54円/ℓ、平成28年4月1日以降は2.8円/ℓとなる。平成26年12月現在は、2.54円/ℓが適用されている。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

(略)

カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

平成26年度与党税制改正大綱（抄）

平成25年12月12日
自由民主党・公明党

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

（1）車体課税の見直し

税制抜本改革法第7条第1号力の規定及び平成25年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

- ① 自動車取得税については、消費税率8%への引上げ時において、平成22年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成26年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

- ② 自動車税については、平成25年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。

また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

- ③ 軽自動車税については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げる。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

Ⅲ 社会保障・税一体改革

1 消費税率10%への引上げ時期の変更

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とする。（略）

2 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

(2) 車体課税の見直し

平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。

自動車重量税については、消費税率10%への引上げ時の環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成32年度燃費基準の下で、政策インセンティブ機能を回復する観点から見直すとともに、基本構造を恒久化する。また、平成25年度及び平成26年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる。

軽自動車税については、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入する。この特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。また、二輪車等の税率引上げについて、適用開始を1年間延期し、平成28年度分からとする。

なお、消費税率10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第7条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う。